

都市計画提案制度について

都市計画提案制度とは、**土地所有者等が一定の要件**を満たした上で、川越市が定める都市計画の決定及び変更について提案できるものです。

提案された都市計画について都市計画決定（変更）の必要が認められると川越市が判断した場合は、市が都市計画決定（変更）に向け手続きを行います。

1. どんな都市計画が提案できるの？

川越市が決定する都市計画の内容であれば、都市計画マスタープランに定めたものを除く全ての計画について提案が可能です。

※ 区域区分（線引き）など、埼玉県が決定する都市計画は除きます。

2. 誰が提案できるの？

- ① 提案区域内の土地所有者又は借地権者
- ② まちづくり活動を行っているNPO法人又は公益法人
- ③ 都市再生機構、住宅供給公社
- ④ 国土交通省令で定める団体
- ⑤ 川越市地区街づくり推進条例で定める、認定協議会及び推進法人

3. 提案に必要な「一定の要件」とは？

- ① 提案される区域が、5,000㎡以上の一団の土地の区域であること。
- ② 提案される区域内の土地所有者及び借地権者の2/3以上の同意が得られていること。
- ③ 提案の内容が、都市計画に関する法令上の基準に適合していること。

4. 提案に必要な書類は？

- ① 都市計画提案書
- ② 計画説明書
- ③ 都市計画の素案（都市計画法第14条の規定に準ずる）
 - ・ 計画書・総括図
 - ・ 計画図（縮尺1/2,500以上）
 - ・ 参考図
- ④ 提案資格を有することを証する書類（※法人等の場合に限る）
- ⑤ 土地所有者等の同意を得たことを証する書類
 - ・ 土地所有者等の同意書
 - ・ 土地所有者等の一覧
 - ・ 提案区域内の土地の公図の写し及び土地登記簿謄本
- ⑥ 提案区域内の土地所有者等への説明に関する資料 等

裏面有り

お問い合わせ

川越市 都市計画部 都市計画課（本庁舎5階）

電話 : 049-224-5945

5. 手続きの流れは？

都市計画提案制度に係る相談

- ・ 制度のご説明とともに、提案内容及び手続等についてご相談をお受けします。

事前相談書の提出

関係機関との個別協議・意見交換会等

- ・ 計画案を都市計画決定（変更）に向けて関係機関等と協議・調整します。
※ 提案内容によって調整に数年かかる場合もあります。

地元への説明・合意形成等

- ・ 計画提案に係る区域内の土地所有者等への説明会等の実施をお願いします。

提案に必要な書類の提出（表面4の書類）

提案要件の確認

- ・ 提案に必要な要件を満たしているか確認を行います。

要件に適合

要件不適合

書類の補正

提案者に要件に適合しない旨
及び理由を通知

都市計画決定（変更）の必要性を判断

必要と判断

不必要と判断

提案者に判断結果を通知

都市計画決定（変更）に向けた
地元説明会、公聴会等の実施

都市計画案の作成

都市計画案の縦覧

意見書の提出

- ・ 提案者は、判断結果について市に意見書を提出することができます。

付議

川越市都市計画審議会

意見聴取

川越市都市計画審議会

都市計画決定（変更）告示

提案者に結果の通知

提案者に結果及び理由の通知

黒で着色している部分は提案者側の手続きです。